

三春町

第7次三春町高齢者福祉計画・ 第7期三春町介護保険事業計画 ～高齢者いきいきプラン7～

(2018年度～2020年度)

平成30年(2018年)3月

三 春 町

* * * * * 目 次 * * * * *

第1章 計画策定の概要	3
第1節 計画の趣旨と位置付け	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の法的根拠と性格	4
3 計画の位置付け	5
4 他計画との関係	5
第2節 計画の期間と策定体制	6
1 計画の期間	6
2 計画策定のための体制	6
第3節 平成29年（2017年）の介護保険制度等の改正	8
第2章 高齢者を取り巻く現状と課題	11
第1節 高齢者の現状	11
1 人口推計	11
2 高齢者人口	13
3 各年度における被保険者の見込み	13
4 要支援・要介護認定者数	15
第2節 高齢者に関する諸指標	18
1 認知症高齢者数	18
2 一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯	20
3 中長期的な状況予測	21
第3節 介護保険事業の現状	23
1 介護給付サービス提供量の現況（要介護1～5）	23
2 予防給付サービス提供量の現況（要支援1～2）	26
第4節 三春町の日常生活圏域と地域特性	30
1 日常生活圏域の考え方	30
2 日常生活圏域の設定	30
3 三春町の地域特性	31
4 地区別人口と高齢化率	33
5 高齢者の社会参加	34
第5節 第7期計画の策定に向けた課題整理	35

第3章 計画の基本的な考え方	39
第1節 計画の基本目標と基本方針.....	39
1 計画の基本目標.....	39
2 計画の基本方針.....	39
第2節 施策の体系図.....	41
第4章 2025年を見据えた施策展開	47
基本方針Ⅰ 生きがい対策の推進	48
第1節 高齢者の社会参加の推進.....	48
基本方針Ⅱ 健康づくりと介護予防の推進	49
第1節 健康づくりや介護予防の推進.....	49
1 健康づくり・生活習慣病予防の推進.....	49
2 介護予防を重視した健康づくり環境整備の推進.....	50
3 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置.....	50
4 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を核とした 総合的な自立支援対策の推進.....	50
第2節 新たな介護予防の推進.....	51
1 一般介護予防事業の提供.....	51
基本方針Ⅲ 地域における支え合い体制の整備	53
第1節 新たな生活支援サービスの推進.....	53
1 訪問型サービスの提供.....	53
2 通所型サービスの提供.....	54
3 その他生活支援サービスの提供.....	54
4 任意事業の推進.....	55
第2節 地域包括支援センターの在り方の検討と機能強化.....	56
1 地域包括支援センターの役割.....	57
2 機能強化に向けた自己評価と町評価の実施.....	58
3 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表.....	58
基本方針Ⅳ 三春町らしい地域包括 ケアシステムの深化・推進	59
第1節 地域包括ケアシステムの深化・推進.....	59
1 地域包括ケアシステム構築の基本的な考え方.....	61
第2節 在宅医療・介護連携の推進.....	62
1 在宅医療・介護連携体制整備の推進.....	63

2	在宅医療・介護連携に関する取組	63
3	二次医療圏内・関係市町の連携	63
第3節	認知症施策の推進	64
1	認知症初期集中支援チームの運営・活用の推進	65
2	認知症地域支援推進員の活動の推進	65
3	権利擁護の取組の推進	65
4	地域見守りネットワークの構築	65
5	認知症サポーターや認知症地域支援推進員の養成	66
6	その他の認知症施策	66
第4節	生活支援・介護予防サービスの体制整備	67
1	生活支援事業の基盤整備	68
第5節	地域ケア会議の推進	69
1	地域ケア会議の運営と課題検討	69
2	多職種協働によるネットワークの構築や資源開発	70
第6節	高齢者の居住安定に係る施策との連携	70
1	養護老人ホームや軽費老人ホームへの入所措置	70
2	低廉な家賃の住まいの活用	70
第7節	第7期計画の目標指標	71
基本方針V	介護が必要になった場合の支援体制	72
第1節	保険者機能の強化	72
1	介護給付の適正化	72
2	介護給付サービスの質の向上	73
第2節	介護保険サービス基盤の整備計画(目標量)	73
1	第6期計画期間中の介護保険サービス基盤整備状況	73
2	第7期計画期間における介護保険サービス基盤整備計画	73
第5章	介護給付サービスの見込量と保険料の算出	77
第1節	介護保険サービスの見込み量	77
1	介護保険サービスの見込み量の基本的な考え方	77
2	介護サービスの見込み量	77
第2節	第7期介護保険料	82
1	所得段階補正後被保険者数	82
2	第1号被保険者保険料	83

第6章 計画の評価・推進体制等	89
第1節 計画の運用に関するPDCAサイクルの推進	89
1 計画の進捗状況の点検と評価	89
2 公表と地域包括ケアシステムの普及啓発	89
第2節 計画の推進体制	89
1 庁内体制の整備	89
2 県及び近隣市町村との連携による計画の推進	90
3 保健・医療・福祉の連携体制の充実	90
資 料 編	93
1 三春町高齢者保健福祉計画等進行管理委員会設置要綱（抜粋）	93
2 計画の策定推移	95
3 用語解説	96
4 サービス用語解説	97



第1章

計画策定の概要





第1章 計画策定の概要

第1節 計画の趣旨と位置付け

1 計画策定の趣旨

21世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして介護保険制度が創設されました。

その後17年が経過し、サービス利用者は制度創設時の3倍を超えて500万人に達しており、介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして社会に定着しています。その一方、2025年（平成37年）には団塊世代すべてが75歳以上となるほか、2040年（平成52年）には団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、人口の高齢化は今後さらに進展すると見込まれています。また、75歳以上人口をみると都市部では急速に増加、高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加するなど、各地域の状況は異なります。

そこで、2014年（平成26年）には地域包括ケアシステムの構築及び介護保険制度の持続可能性の確保のため、医療法（昭和23年法律第205号）や介護保険法（平成9年法律第123号）等その他の関係法律を改正し、効率的で質の高い医療提供体制を構築するための医療制度改革とともに介護保険制度の改革が一体的に行われました。この改正では地域支援事業の充実、低所得者の保険料軽減の強化、予防給付のうち訪問介護及び通所介護を地域支援事業へ移行、特別養護老人ホームへの新規入所者を原則要介護3以上の高齢者に限定、所得・資産のある人の利用者負担の見直し等が行われました。

また、2017年（平成29年）には地域包括ケアシステムの深化・推進と介護保険制度の持続可能性の確保をめざした地域包括ケア強化システムのための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）により、介護保険制度の見直しが行われました。

また、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、第6次三春町高齢者福祉計画・第6期三春町介護保険事業計画（以下「高齢者いきいきプラン6」という。）において、「医療・介護・予防・住まい・生活支援サービス」が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」構築の実現に向けた取組が進められているところです。

これらを踏まえ「高齢者いきいきプラン6」の最終年度にあたり、これまでの事業を検証し介護保険事業等をさらに推進するため、「第7次三春町長期計画」との整合を図りつつ、平成30年度（2018年）から平成32年度（2020年度）までの3年間を計画期間とする新たな計画「高齢者いきいきプラン7」を策定しました。



2 計画の法的根拠と性格

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づく計画であり、介護保険の給付対象及び対象外の高齢者福祉事業を含めた、地域における高齢者福祉全般にわたる供給体制の確保に関する事項を定めるものです。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づく計画であり、町の区域内における要介護者等の人数、給付対象サービスの利用意向等を勘案して、サービスの種類ごとの見込み、その確保のための方策等を定める介護保険事業運営の基礎となるもので、計画期間中の介護サービス水準と第1号被保険者の保険料負担水準が定められます。

高齢者福祉計画と介護保険事業計画とは、介護保険給付の対象となるサービスに関する事項が共通しており、計画に位置付けられた事業について連携して実施する必要があるため、一体的な計画「高齢者いきいきプラン7」として策定しました。

【参考】

老人福祉法（抜粋）

第20条の8 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

（2～5省略）

- 6 市町村老人福祉計画は、老人保健法第46条の18第1項に規定する市町村老人保健計画及び介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成しなければならない。

介護保険法（抜粋）

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

（2～5省略）

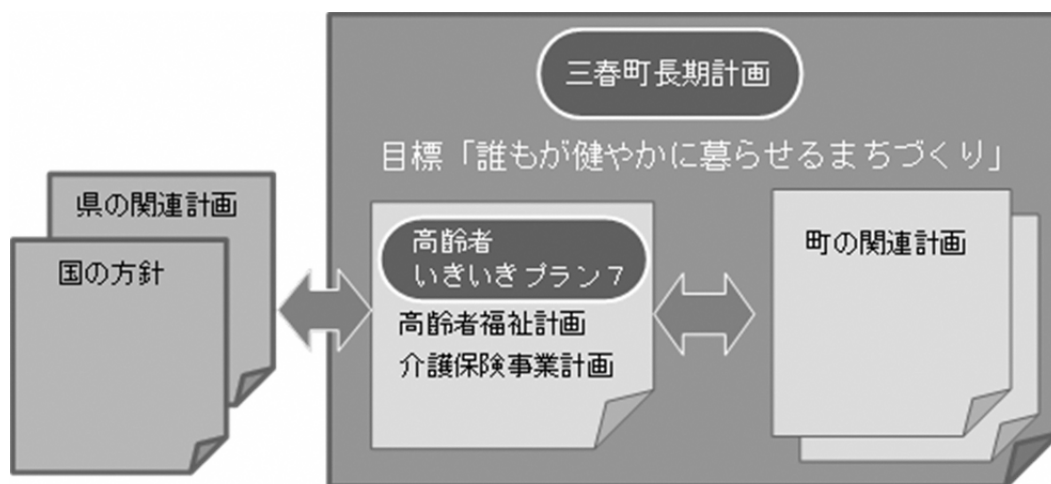
- 6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。



3 計画の位置付け

この計画は、第7次三春町長期計画に掲げる目標「誰もが健やかに暮らせるまちづくり」を実現するための高齢者福祉に関する総合的な計画であり、計画の策定にあたっては、国の方針や県及び町の関連計画と整合を図り策定します。

■ 高齢者いきいきプラン7の位置づけ



4 他計画との関係

(1) 医療計画との整合性の確保

平成30年度（2018年度）以降、第7期計画と県の介護保険事業支援計画、医療計画の作成・見直しのサイクルが一致することになります。

病床の機能分化や連携の推進によって、効率的で質の高い医療提供体制の構築と、在宅医療・介護の充実等を図る地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、県計画や医療計画との整合性を確保することが必要です。そのため、県や町の医療・介護担当者等関係者による協議の場を開催し、より緊密な連携が図られるような体制整備を図ります。

(2) 他計画との関係

第7期計画は、高齢者福祉計画が地域の高齢者を対象とする福祉サービス全般の供給体制を確保する計画であるため、これと一体のものとして作成しました。また、地域において医療・介護に関するサービスを総合的に確保することから、三春町の他計画との整合性を確保しました。

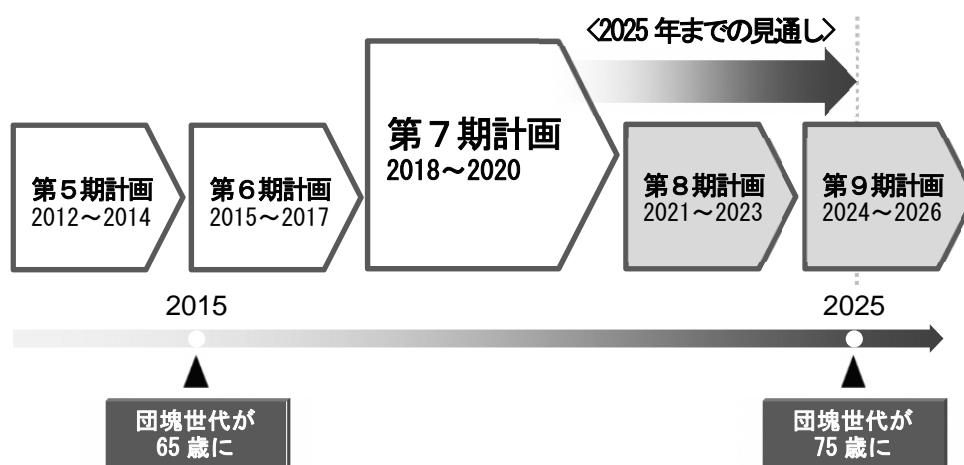


第2節 計画の期間と策定体制

1 計画の期間

計画期間は、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの3年間とします。また、本計画は「高齢者いきいきプラン5」（第5期計画）で開始した地域包括ケアシステムを実現するための方向性を継承しつつ、団塊の世代が75歳を迎える平成37年（2025年）までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準をも推計したうえで策定するものとします。

■ 第7期事業計画の性格・位置付け



2 計画策定のための体制

計画の策定にあたっては、庁内関係課等による検討会や三春町高齢者保健福祉計画等進行管理委員会の開催、関連機関や県との連携といった体制の中で策定しました。

(1) 被保険者の意見の反映

また、幅広い意見を反映させるため、保健・医療・福祉関係者及び被保険者の代表からなる「三春町高齢者保健福祉計画等進行管理委員会」からの答申を得て計画を策定しました。

■ 策定関連の検討会・委員会

名称	会議開催数	備考
庁内関係課等による検討会	2回	構成メンバーは資料編参照
三春町高齢者保健福祉計画等進行管理委員会	3回	構成委員・要綱は資料編参照



(2) ニーズ調査の実施

高齢者の生活実態及びニーズを把握するため、町内65歳以上の高齢者を対象とした「日常生活圏域ニーズ調査」を実施するとともに、「在宅介護実態調査」やサービス事業者を対象とした「介護保険サービスに関するアンケート調査」を実施しました。

■ 基礎資料としてのアンケート調査実施状況

調査名称	調査期間	対象者数	有効回答数(率)
日常生活圏域ニーズ調査	平成29年 7月～10月	995人(要介護認定を受けていない高齢者)	652人(65.5%)
在宅介護実態調査	平成29年 9月～10月	321人(要介護認定を受けている在宅者)	192人(59.8%)
介護保険サービスに関するアンケート	平成29年 10月	町内30事業所	26事業所(86.7%)

(3) 委員会の開催

三春町では、医療関係者や福祉関係者、被保険者等から構成される「三春町高齢者保健福祉計画等進行管理委員会」において、介護保険事業計画等の策定に関する審議を行い、同委員会からの答申を得て計画を策定しました。

(4) 委員会の開催

庁内関係課等による検討会において計画原案を策定しました。



第3節 平成29年（2017年）の介護保険制度等の改正

介護保険制度の改正は、平成30年（2018年）4月施行に向けて「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成30年（2017年）6月2日に公布されました。

改正1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組を推進

- 各市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みを制度化
- 国から提供されたデータを分析した上で介護保険事業計画を策定し、介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- 県による市町村への支援事業の創設と、財政的インセンティブの付与規定の整備
- 地域包括支援センターの機能強化
- 居宅サービス事業者等の指定に対する保険者の関与強化
- 認知症施策の推進

改正2 医療・介護の連携の推進等

- 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
- 医療・介護の連携等についての必要な情報の提供や支援を、県が市町村へ行うよう規定を整備

改正3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

- 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- 高齢者と障がい者（児）が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付け
- 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（老人福祉法一部改正）

改正4 所得の高い層の利用負担割合の見直し

- 介護サービスの利用負担について、世代間・世代内の公平性を確保しつつ制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割に引き上げ

改正5 介護納付金への総報酬割の導入

- 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』に変更